

2022年診療報酬改定 地域包括ケア病棟

減算割合	減算要件	
5%減算	地域包括ケア病棟入院料・管理料を算定する病棟又は病室に係る病床が <u>療養病床である場合</u>	<u>所定点数の100分の95に相当する点数を算定</u> することとする
10%減算	<u>許可病床数が100床以上の地域包括ケア病棟入院料・管理料1・2で、入退院支援加算1に係る届出を行っていない場合</u>	<u>所定点数の100分の90に相当する点数を算定</u> することとする
	地域包括ケア病棟入院料・管理料3・4で、 <u>在宅復帰率が7割以上を満たしていない場合</u>	
	地域包括ケア病棟入院料・管理料2・4で、以下の実績要件の <u>いずれか1つ以上を満たせなかった場合</u> ア 自宅等から入棟した患者割合が <u>2割以上</u> イ 自宅等からの緊急患者の受入れが <u>3月で9人以上</u> ウ <u>在宅医療等の実績を1つ以上</u> 有する	
15%減算	許可病床数が <u>200床以上の医療機関</u> において、地域包括ケア病棟入院料2及び4における <u>自院の一般病棟から転棟した患者割合6割未満を満たしていない場合</u>	<u>所定点数の100分の85に相当する点数を算定</u> することとする

10%も15%も減算となってしまうては、病棟運営は非常に厳しい。
 9月末までに要件を満たせるように、今から対策をしていかなければならない。